

○墨田区児童育成手当条例

昭和46年10月1日

条例第19号

改正 昭和49年6月28日条例第34号

(題名改称)

昭和50年12月1日条例第44号

昭和51年9月30日条例第25号

昭和52年9月30日条例第19号

昭和53年6月30日条例第22号

昭和54年9月29日条例第29号

昭和55年9月30日条例第24号

昭和56年9月30日条例第21号

昭和57年3月31日条例第16号

昭和57年9月30日条例第33号

昭和58年9月30日条例第30号

昭和59年9月28日条例第23号

昭和60年9月30日条例第20号

昭和61年9月30日条例第28号

昭和62年9月30日条例第25号

昭和63年9月30日条例第23号

平成元年9月29日条例第27号

平成2年9月28日条例第32号

平成3年3月14日条例第10号

平成4年3月31日条例第14号

平成5年3月30日条例第15号

平成6年3月30日条例第8号

平成7年3月14日条例第15号

平成8年3月28日条例第13号

平成10年3月30日条例第30号

平成11年3月12日条例第15号

東京都墨田区児童手当条例（昭和44年12月墨田区条例第23号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、児童について児童育成手当（以下「手当」という。）を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

（昭49条34・一部改正）

（手当の趣旨）

第2条 手当は、児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨として支給されるものであって、その支給を受けた者は、これをその趣旨に従って用いなければならない。

（昭49年34・一部改正）

（用語の定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 保護者 児童若しくは障害者を扶養（監護し、かつ、その生計を主として維持することをいう。以下同じ。）する父若しくは母又は父母に扶養されない児童若しくは障害者を扶養する者をいう。

（2） 18歳に達した日の属する年度の末日 18歳に達した日以後における最初の3月31日をいう。

2 この条例にいう「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

(昭49条34・昭50条44・昭57条16・昭57条33・平4条14・  
平10条30・一部改正)

(支給要件)

第4条 手当は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「支給要件児童」という。）の保護者であって、墨田区の区域内に住所を有するものに支給する。

(1) 父又は母が死亡し、若しくは墨田区規則（以下「規則」という。）で定める障害を有する状態となり、又は父母が婚姻を解消し、若しくはこれと同様の状態にある18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童

(2) 20歳未満の者であって、別表に定める程度の障害を有するもの

2 前項の規定にかかわらず、手当は、次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

(1) 保護者の前年の所得（1月から5月までの月分の手当については、前前年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該保護者の扶養親族等でない18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童で当該保護者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

(2) 支給要件児童が規則で定める施設に入所しているとき。

(3) 支給要件児童（前項第1号に該当する支給要件児童に限る。）が父及び母と生計を同じくしているとき又は父及び当該父の配偶者若しくは母及び当該母の配偶者と生計を同じくしているとき（当該支給要件児童と生計を同じくしている父又は母が同号に規定する規則で定める程度の障害の状態にあるときを除く。）。

(昭49条34・全部改正、昭50条44・昭53条22・昭57条16・  
昭57条33・平4条14・平7条15・平10条30・一部改正)

(手当の種類及び額)

第5条 手当は月を単位として支給するものとし、その種類及び種類ごとの額は、支給要件児童の区分に応じて、次表のとおりとする。

支給要件児童の区分	種類	支給要件児童1人当たり 金額
前条第1項第1号に該当する児童	育成手当	13,500円
前条第1項第2号に該当する者	障害手当	15,500円

2 保護者が、育成手当及び障害手当の支給対象に該当するときは、各手当の支給額を合算した額を支給する。

(昭49条34・全部改正、昭50条44・昭51条25・昭52条19・昭53条22・昭54条29・昭55条24・昭56条21・昭57条16・昭57条33・昭58条30・昭59条23・昭60条20・昭61条28・昭62条25・昭63条23・平元条27・平2条32・平3条10・平4条14・平5条15・平6条8・平7条15・平8条13・一部改正)

(受給資格の認定)

第6条 手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、区長に申請し、受給資格及び手当の額について認定を受けなければならない。

(昭50条44・一部改正)

(支給期間及び支払期月)

第7条 手当は、前条の規定に基づく受給資格の認定の申請した日の属する月の翌月から、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月まで支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める月から手当を支給する。

(1) 支給要件児童について、東京都の区域内の他の特別区又は市町村においてこの条例に基づく手当と同種の手当が支給されていた場合において、当該同種の手当が支給された最後の月の翌月の初日から15日以内に当該支給要件児童に係る受給資格の認定の申請があったとき 当該同種の手当が支給された最後の月の翌月

(2) 災害その他やむを得ない事由により受給資格の認定の申請をすることがで

きなかった場合において、当該事由がやんだ後15日以内にその申請をしたとき当該事由により受給資格の認定の申請をすることができなくなった日の属する月の翌月

- 3 手当は、毎年2月、6月及び10月の3期にそれぞれの前月までの分を支払う。ただし、区長が特別な事情があると認めたときは、この限りでない。

(昭49条34・昭50条44・昭57条16・一部改正)

(手当額の改定)

第8条 手当の支給を受けている者につき、手当の増額を必要とする事由が生じた場合における手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の申請をした日の属する月の翌月から行う。

- 2 手当の支給を受けている者につき、手当の減額を必要とする事由が生じた場合における手当の額の改定は、その事実の発生した日の属する月の翌月から行う。

- 3 前条第2項第2号の規定は、第1項の規定に基づく増額の改定について準用する。

(昭49条34・昭50条44・一部改正)

(未支払の手当)

第9条 受給資格者が死亡した場合において、その者に支払うべき手当で未支払のものがあるときは、その者が扶養していた支給要件児童であった者に、その未支払の手当を支払うことができる。

(昭57条33・追加)

(支払の調整)

第10条 手当を支給すべきでないにもかかわらず、手当の支給としての支払が行われたときは、その支払われた手当は、その後に支払うべき手当の内払とみなすことができる。手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の手当が支払われた場合における当該手当の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。

(昭50条44・一部改正、昭57条33・旧第9条繰下)

(手当の返還)

第11条 偽りその他不正の手段により手当を受けた者があるときは、区長は、当該手当をその者から返還させることができる。

(昭57条33・旧第10条繰下)

(届出義務)

第12条 手当の支給を受けている者は、規則の定めるところにより、必要な事項を区長に届け出なければならない。

(昭57条33・全部改正・旧第11条繰下)

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(昭57条16・一部改正、昭57条33・旧第12条繰下)

付 則

- 1 この条例は、昭和47年1月1日から施行する。ただし、第7条第3項の規定は、昭和47年4月1日から、付則第4項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第7条第3項の規定にかかわらず、昭和47年6月に支給する手当は、同年3月分、4月分及び5月分とする。

(昭57条33・一部改正)
- 3 この条例による改正前の東京都墨田区児童手当条例（昭和44年墨田区条例第23号）第5条の規定に基づき受給資格の認定を受けた者であって、第6条の規定に基づき受給資格の認定を受けることができるもの（以下「みなす受給資格者」という。）は、同条の規定により受給資格の認定を受けたものとみなす。

(昭57条33・一部改正)
- 4 昭和47年1月1日において手当の支給要件に該当すべき者又はみなす受給資格者となるべき者であって、この条例の施行によって手当額の増額の改定を要すべきものは、同日前においても当該手当について、第6条の規定に基づく受給資格の認定又は手当額改定の認定の申請をすることができる。

(昭57条33・一部改正)
- 5 前項の規定に基づいて行われた申請は、昭和46年12月中に行われた申請とみ

なす。

(昭57条33・一部改正)

- 6 昭和47年1月1日において、現に手当の支給要件に該当している者若しくはみなす受給資格者であって、この条例の施行によって手当額の増額改定を必要とする事由に該当している者又は同日前同年2月29日までの間に手当の支給要件に該当するに至った者若しくはみなす受給資格者であって、この条例の施行によって手当額の増額改定を必要とする事由に該当するに至ったものが、同年3月31日までの間に第6条の規定に基づく受給資格の認定又は手当額改定の認定の申請をしたときは、その者に対する手当(増額改定に係るものにあつては当該増額部分)の支給は、第7条第1項又は第8条第1項の規定にかかわらず、同年1月又はその者が手当の支給要件に該当するに至った日若しくは手当額の増額改定を必要とする事由に該当するに至った日の属する月の翌月から支給する。

(昭57条33・一部改正)

付 則 (昭和49年6月28日条例第34号)

- 1 この条例は、昭和49年10月1日から施行する。
- 2 昭和49年9月以前の月分として支給すべきこの条例による改正前の墨田区児童手当条例(昭和46年墨田区条例第19号。以下「旧条例」という。)の規定による児童手当の支給については、なお従前の例による。
- 3 旧条例第6条の規定に基づき受給資格の認定を受けた者(前項の規定により、この条例施行の日以後において、旧条例に基づく受給資格の認定を受けることとなった者を含む。)であつて、この条例による改正後の墨田区児童育成手当条例(以下「新条例」という。)による手当の支給を受けることができるものは、新条例による受給資格および手当の額の認定を受けたものとみなす。
- 4 昭和49年9月中にした旧条例第6条の規定による認定の申請は、新条例第6条の規定に基づく認定の申請とみなす。

付 則 (昭和50年12月1日条例第44号)

この条例は、公布の日から施行し、第5条の改正規定中手当額に関する部分は、昭

和50年10月分の手当から適用し、昭和50年9月分までの手当については、なお、従前の例による。

付 則（昭和51年9月30日条例第25号）

この条例は、昭和51年10月1日から施行し、昭和51年10月分の手当から適用する。

付 則（昭和52年9月30日条例第19号）

この条例は、昭和52年10月1日から施行し、昭和52年10月分の手当から適用する。

付 則（昭和53年6月30日条例第22号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和53年6月1日から適用する。ただし、第5条第1項の改正規定は、昭和53年10月1日から施行する。
- 2 昭和53年5月以前の月分の児童育成手当の支給の制限及び同年9月以前の月分の児童育成手当の額については、なお、従前の例による。

附 則（昭和54年9月29日条例第29号）

- 1 この条例は、昭和54年10月1日から施行する。
- 2 昭和54年9月以前の月分の特別手当の額については、なお、従前の例による。

付 則（昭和55年9月30日条例第24号）

- 1 この条例は、昭和55年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の墨田区児童育成手当条例第5条第1項の表の規定は、昭和55年10月分の手当から適用する。

付 則（昭和56年9月30日条例第21号）

- 1 この条例は、昭和56年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の墨田区児童育成手当条例第5条第1項の表の規定は、昭和56年10月分の手当から適用する。

付 則（昭和57年3月31日条例第16号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の墨田区児童育成手当条例の規定は、昭和57年2月1日



から適用する。

- 3 この条例による改正前の墨田区児童育成手当条例の規定による昭和57年1月以前の月分として支給すべき特別手当の支給については、なお従前の例による。

付 則（昭和57年9月30日条例第33号）

- 1 この条例は、昭和57年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の墨田区児童育成手当条例第5条第1項の規定は、昭和57年10月分の児童育成手当から適用する。

付 則（昭和58年9月30日条例第30号）

- 1 この条例は、昭和58年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の墨田区児童育成手当条例第5条第1項の規定は、昭和58年10月分の児童育成手当から適用する。

付 則（昭和59年9月28日条例第23号）

- 1 この条例は、昭和59年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の墨田区児童育成手当条例第5条第1項の規定は、昭和59年10月分の児童育成手当から適用する。

付 則（昭和60年9月30日条例第20号）

- 1 この条例は、昭和60年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の墨田区児童育成手当条例第5条第1項の規定は、昭和60年10月分の児童育成手当から適用する。

付 則（昭和61年9月30日条例第28号）

- 1 この条例は、昭和61年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の墨田区児童育成手当条例第5条第1項の規定は、昭和61年10月分の児童育成手当から適用する。

付 則（昭和62年9月30日条例第25号）

- 1 この条例は、昭和62年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の墨田区児童育成手当条例第5条第1項の規定は、昭和62年10月分の児童育成手当から適用する。

付 則（昭和63年9月30日条例第23号）

- 1 この条例は、昭和63年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の墨田区児童育成手当条例第5条第1項の規定は、昭和63年10月分の児童育成手当から適用する。

付 則（平成元年9月29日条例第27号）

- 1 この条例は、平成元年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の墨田区児童育成手当条例第5条第1項の規定は、平成元年10月分の児童育成手当から適用する。

付 則（平成2年9月28日条例第32号）

- 1 この条例は、平成2年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の墨田区児童育成手当条例第5条第1項の規定は、平成2年10月分の児童育成手当から適用する。

付 則（平成3年3月14日条例第10号）

- 1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の墨田区児童育成手当条例第5条第1項の規定は、平成3年4月分の児童育成手当から適用する。

付 則（平成4年3月31日条例第14号）

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の墨田区児童育成手当条例（以下「新条例」という。）第5条第1項の規定は、平成4年4月分の児童育成手当から適用する。
- 3 平成4年4月1日から平成6年3月31日までの間は、新条例第4条第1項第1号中「18歳に達した日の属する年度の末日以前」とあるのは「昭和51年4月2日以後に生まれた児童及び義務教育終了前（15歳に達した日の属する学年の末日以前をいう。ただし、同日以後引き続いて中学校又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の中学部に在学する場合には、その在学する期間を含む。）」と読み替えるものとする。
- 4 この条例による改正前の墨田区児童育成手当条例第6条の規定に基づき受給資格

の認定を受けた者であって、新条例による手当の支給を受けることができるものは、新条例による受給資格及び手当の額の認定を受けたものとみなす。

5 新条例第7条第1項又は第8条第1項の規定にかかわらず、義務教育を終了した児童で昭和51年4月2日以後に生まれたものを新条例第4条第1項第1号の支給要件児童として、平成4年4月1日から同年6月30日までの間に、新たに受給資格及び手当額の認定の申請をした者に対する育成手当の支給は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める月から行う。

(1) 平成4年4月1日において、新条例第4号の規定によって育成手当の支給を受けることができる者（以下「受給該当者」という。）平成4年4月

(2) 平成4年4月2日から同年5月31日までの間に受給該当者となった者  
受給該当者となった日の属する月の翌月

付 則（平成5年3月30日条例第15号）

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の墨田区児童育成手当条例第5条第1項の規定は、平成5年4月分の児童育成手当から適用する。

付 則（平成6年3月30日条例第8号）

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の墨田区児童育成手当条例第5条第1項の規定は、平成6年4月分の児童育成手当から適用する。

付 則（平成7年3月14日条例第15号）

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の墨田区児童育成手当条例（以下「新条例」という。）第4条第2項の規定は、平成7年6月以降の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年5月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

3 新条例第5条第1項の規定は、平成7年4月分の児童育成手当から適用する。

付 則（平成8年3月28日条例第13号）

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の墨田区児童育成手当条例第5条第1項の規定は、平成8年4月分の児童育成手当から適用する。

付 則（平成10年3月30日条例第30号）

1 この条例は、平成10年6月1日から施行する。

2 この条例による改正後の墨田区児童育成手当条例第3条第2項及び第4条第2項の規定は、平成10年6月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年5月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

付 則（平成11年3月12日条例第15号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

別表

（昭57条33・平11条例15・一部改正）

- 1 知的障害者であって、知的発達の遅滞の程度が中度以上であるもの
- 2 身体障害者であって、身体の障害の程度が、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）の別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表のうち、2級以上であるもの
- 3 脳性麻痺又は進行性筋萎縮症を有する者

○墨田区児童育成手当条例施行規則

昭和57年3月31日

規則第18号

改正 昭和57年5月31日規則第32号

昭和57年10月1日規則第52号

昭和58年5月31日規則第28号

昭和59年5月31日規則第27号

昭和60年5月31日規則第32号

昭和61年5月31日規則第31号

昭和62年5月30日規則第34号

昭和63年5月31日規則第29号

平成元年5月31日規則第36号

平成2年5月31日規則第23号

平成3年5月31日規則第30号

平成4年4月1日規則第20号

平成4年5月30日規則第24号

平成5年5月31日規則第28号

平成6年3月30日規則第10号

平成6年5月27日規則第51号

平成7年5月31日規則第31号

平成8年5月31日規則第61号

平成9年5月30日規則第34号

平成10年5月29日規則第57号

平成11年3月31日規則第41号

平成11年5月31日規則第57号

平成12年5月31日規則第77号

平成13年5月31日規則第65号

平成14年5月31日規則第54号  
平成15年6月2日規則第41号  
平成17年3月31日規則第29号  
平成18年5月24日規則第57号  
平成19年3月30日規則第37号  
平成22年5月31日規則第30号  
平成23年12月28日規則第53号  
平成25年3月13日規則第5号  
平成26年4月28日規則第24号  
平成28年3月9日規則第14号  
平成28年12月28日規則第95号  
平成28年12月28日規則第97号  
平成30年9月28日規則第53号

墨田区児童育成手当条例施行規則（昭和46年墨田区規則第34号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、墨田区児童育成手当条例（昭和46年墨田区条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（障害を有する状態）

第2条 条例第4条第1項第1号に規定する墨田区規則で定める障害を有する状態は、身体及び精神の状態が別表各号のいずれかに該当するものとする。

（平10規57・一部改正）

（父母が婚姻を解消したと同様の状態にある18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童）

第3条 条例第4条第1項第1号に規定するこれと同様の状態にある18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童とは、次の各号のいずれかに該当する児童であつて、18歳に達した日の属する年度の末日以前のものをいう。

- (1) 父（母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）若しくは母の生死が明らかでないか、又は父若しくは母が引き続き1年以上遺棄している児童
- (2) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童
- (3) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (4) 母が婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）によらないで懐胎した児童
- (5) その他区長が前各号のいずれかに準ずると認めた児童  
（平4規20・平8規61・平10規57・平22規30・平25規5・平26規24・一部改正）

（所得の額）

第4条 条例第4条第2項第1号に規定する規則で定める額は、同号に規定する扶養親族等及び児童がないときは360万4,000円とし、扶養親族等又は児童があるときは360万4,000円に当該扶養親族等又は児童1人につき38万円（当該扶養親族等が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族である場合にあつては当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき48万円、当該扶養親族等が特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）をいう。以下同じ。）である場合にあつては当該特定扶養親族1人につき63万円）を加算して得た額とする。

（平13規65・全部改正・平14規54・平23規53・一部改正）

（所得の範囲）

第5条 条例第4条第2項第1号に規定する所得は、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）につい

ての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

(平10規57・一部改正)

(所得の額の計算方法)

第6条 条例第4条第2項第1号に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第7項（同法第12条第7項及び第16条第4項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第9項（同法第12条第8項及び第16条第5項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から8万円を控除した額とする。

2 前項に規定する市町村民税につき、次の各号に掲げる者については、当該各号に



定める額を同項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

- (1) 地方税法第314条の2第1項第1号、第2号、第4号又は第10号の2に規定する控除を受けた者 当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額
- (2) 地方税法第314条の2第1項第6号に規定する控除を受けた者 その控除の対象となった障害者1人につき27万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40万円）
- (3) 地方税法第314条の2第1項第8号に規定する控除を受けた者（同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者である所得割（同項第2号に規定する所得割をいう。）の納税義務者を含む。） その控除の対象となった者につき27万円（その者が同法第314条の2第3項に規定する寡婦（同項中「第292条第1項第11号に規定する寡婦のうち」とあるのを「第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合において」と読み替えた場合において同項に該当する者を含む。）である場合には、35万円）
- (4) 地方税法第314条の2第1項第9号に規定する控除を受けた者 その控除の対象となった勤労学生1人につき27万円

(昭60規32・昭63規29・平元規36・平2規23・平6規10・平10規57・平11規57・平14規54・平15規41・平18規57・平19規37・平22規30・平28規14・平28規95・平30規53・一部改正)

(施設)

第6条の2 条例第4条第2項第2号に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設（保護者と共に入所する施設及び通所により利用する施設を除く。）とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害者支援施設
- (3) 前2号に掲げるもののほか、監護又は援護が国又は地方公共団体の負担において行われている施設

(平10規57・追加、平11規41・平18規57・平23規53・平25規5・平26規24・平28規95・一部改正)

(受給資格の認定の申請)

第7条 条例第6条の規定による受給資格及び手当額についての認定の申請は、児童育成手当（認定・額改定）申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 児童育成手当（以下「手当」という。）の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）の扶養（監護し、かつ、その生計を主として維持することをいう。以下同じ。）する条例第4条第1項に規定する支給要件児童（以下「支給要件児童」という。）が墨田区の区域内に住所を有しないときは、当該支給要件児童の属する世帯の全員の住民票の写し
- (2) 受給資格者が同居しないで支給要件児童を扶養しているときは、当該事実を明らかにすることができる書類
- (3) 受給資格者が父母に扶養されない支給要件児童を扶養しているときは、当

該事実を明らかにすることができる書類並びに当該支給要件児童（条例第4条第1項第1号に規定する児童に限る。）の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本

(4) 受給資格者の扶養する支給要件児童が条例第4条第1項第1号に規定する児童であるときは、当該受給資格者及び当該支給要件児童の戸籍の謄本又は抄本

(5) 受給資格者の扶養する支給要件児童の父又は母が別表に定める程度の障害の状態にあることによって申請する場合には、当該事実を明らかにすることができる書類

(6) 受給資格者の扶養する支給要件児童の父母が事実上の婚姻関係を解消したこと又は支給要件児童が第3条各号のいずれかに該当することによって申請する場合には、それぞれ当該事実を明らかにすることができる書類

(7) 受給資格者の扶養する支給要件児童が条例別表に定める程度の障害の状態にあることによって申請する場合には、当該事実を明らかにすることができる書類

(8) 受給資格者がその年（1月から5月までの月分の手当については、前年とする。）の1月1日において、墨田区の区域内に住所を有しなかったときは、当該受給資格者の前年（1月から5月までの月分の手当については、前々年とする。）の次の事項についての当該区市町村長の証明書

ア 所得の額

イ 条例第4条第2項に規定する扶養親族等の有無及び数

ウ 第4条に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族等の有無及び数

(9) 受給資格者が前年（1月から5月までの月分の手当については、前々年とする。）の12月31日において、所得税法に規定する扶養親族でない児童の生計を維持したときは、当該事実を明らかにすることができる書類

(10) 受給資格者が第6条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

(昭57規32・昭57規52・平4規20・平6規51・平10規57・  
平13規65・平23規53・平28規97・平30規53・一部改正)

(認定及び却下の通知)

第8条 区長は、条例第6条の規定により受給資格及び手当額の認定をしたときは、児童育成手当認定通知書(第3号様式)により、当該受給資格者に通知する。

2 区長は、受給資格の認定の申請をした者について、受給資格がないと認めたときは、児童育成手当認定申請却下通知書(第4号様式)により、当該申請をした者に通知する。

(平23規53・一部改正)

(支払期日の特例)

第9条 条例第7条第3項ただし書に規定する特別な事情とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 受給資格が消滅したとき。
- (2) 支払期月が経過した後において支払うとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、災害、疾病その他区長が特に必要と認める事由があるとき。

(平22規30・平28規97・一部改正)

(手当額の改定)

第10条 条例第8条第1項に規定する手当額の改定の申請は、児童育成手当(認定・額改定)申請書に、新たな支給要件児童に係る次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 新たな支給要件児童が墨田区の区域内に住所を有しないときは、当該新たな支給要件児童の属する世帯の全員の住民票の写し
- (2) 新たな支給要件児童が条例第4条第1項第1号に規定する児童であるときは、戸籍の抄本
- (3) 第7条第2号、第3号又は第7号に該当するときは、それぞれ当該各号に掲げる書類

(4) 第7条第5号又は第6号に該当する場合であって、新たな支給要件児童の父又は母とその他の支給要件児童の父又は母が同じでないとき（当該新たな支給要件児童が第3条第4号に該当する場合は、同じであるときを含む。）は、それぞれ当該各号に掲げる書類

2 区長は、手当額の改定の認定をしたときは、児童育成手当額改定通知書（第5号様式）により、当該申請をした者に通知する。

3 区長は、手当額の改定の申請があった場合において、改定すべき事由がないと認めるときは、児童育成手当額改定申請却下通知書（第6号様式）により、当該申請をした者に通知する。

（平6規51・平10規57・平25規5・平28規97・一部改正）

（支給の停止）

第11条 区長は、手当の支給を受けている者（以下「受給者」という。）が第13条、第14条又は第15条に規定する届出を怠ったことにより、当該受給者の手当の支給を受ける権利の有無が明らかでないときは、手当の支給を受ける権利のあることが明らかになるまで、手当を支払わないことができる。

（手当の返還請求）

第12条 区長は、条例第11条の規定による手当の返還又は第16条の規定による受給資格の消滅若しくは手当額の減額をした者に対して支払うべきでない手当を支払った場合における当該手当の返還の請求は、児童育成手当返還請求書（第7号様式）により行うものとする。

（平10規57・平28規97・一部改正）

（現況の届出）

第13条 受給者は、毎年6月1日から同月30日までの間に、児童育成手当現況届（第8号様式）に、次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

(1) 受給者の扶養する支給要件児童が墨田区の区域内に住所を有しないときは、当該支給要件児童の属する世帯の全員の住民票の写し

(2) 受給者が同居しないで支給要件児童を扶養しているときは、当該事実を明

らかにすることができる書類

(3) 受給者が父母に扶養されない支給要件児童を扶養しているときは、当該事実を明らかにすることができる書類

(4) 受給者の扶養する支給要件児童が第3条各号(第2号及び第4号を除く。)のいずれかに該当する児童であるときは、それぞれ当該事実を明らかにすることができる書類

(5) 第7条第8号から第10号までのいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に掲げる書類

(平10規57・全部改正、平25規5・平28規97・平30規53・一部改正)

(受給事由消滅等の届出)

第14条 受給者は、墨田区の区域内に住所を有しなくなったときその他手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、速やかに児童育成手当受給事由消滅・転出・受給者死亡届(第9号様式)を区長に提出しなければならない。

2 受給者は、支給要件児童の数が減少したときその他手当額を減額されるべき事由が生じたときは、速やかに児童育成手当(申請事項変更・児童育成手当額改定)届(第10号様式)を区長に提出しなければならない。

(平28規97・一部改正)

(氏名変更等の届出)

第15条 受給者は、氏名を変更したとき、又は受給者の扶養する支給要件児童のうちに氏名を変更した者があるときは、速やかに児童育成手当(申請事項変更・児童育成手当額改定)届に、当該氏名を変更した者の戸籍の抄本を添えて区長に提出しなければならない。

2 受給者は、墨田区の区域内において住所を変更したときは、速やかに(申請事項変更・児童育成手当額改定)届を区長に提出しなければならない。この場合において、同居しないで支給要件児童を扶養することとなる場合には、第7条第2号に掲げる書類を添えなければならない。

3 受給者は、その扶養する支給要件児童のうちに住所を変更した者があるときは、速やかに児童育成手当受給者等住所変更届を区長に提出しなければならない。この場合において、同居しないで当該支給要件児童を扶養することとなる場合には第7条第2号に掲げる書類を、変更後の住所が墨田区の区域外となる場合には当該支給要件児童の属することとなった世帯の全員の住民票の写しをそれぞれ添えなければならない。

(平10規57・平23規53・平28規97・平30規53・一部改正)

(受給資格消滅等の通知)

第16条 区長は、受給者が条例第4条に規定する支給要件に該当しなくなったときは、児童育成手当受給資格消滅通知書(第11号様式)により、当該受給者であった者に通知する。ただし、受給者が死亡した場合には、この限りでない。

2 区長は、受給者に手当額の減額をすべき事由が生じたときは、児童育成手当額改定通知書により、当該受給者に通知する。

(平28規97・一部改正)

(未支払の手当の請求)

第17条 条例第9条に規定する未支払の手当を受けようとする者は、未支払児童育成手当請求書(第12号様式)を区長に提出しなければならない。

(昭57規52・追加、平28規97・一部改正)

(添付書類の省略)

第18条 区長は、この規則の規定により申請書又は届書に添えなければならない書類により証明すべき事由を公簿等により確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

2 この規則の規定により申請書又は届書に添えなければならない書類について、1通又は2通以上の書類を添えることにより関係事項の全てを明らかにすることができるときは、その明らかにすることができる書類を添えることをもって足りるものとする。

(昭57規52・旧第17条繰下、平10規57・平23規53・一部改正)

(台帳)

第19条 区長は、児童育成手当受給者台帳（第13号様式）を備え、第8条第1項の規定により児童育成手当認定通知書を送付した者をこれに登載する。

（昭57規52・旧第18条繰下・一部改正、平28規97・一部改正）

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正後の墨田区児童育成手当条例施行規則に基づき調製した様式の内紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

付 則（昭和57年5月31日規則第32号）

- 1 この規則は、昭和57年6月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の墨田区児童育成手当条例施行規則第4条の規定は、昭和57年6月分の児童育成手当から適用し、同年5月分までの児童育成手当については、なお従前の例による。

付 則（昭和57年10月1日規則第52号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和58年5月31日規則第28号）

この規則は、昭和58年6月1日から施行する。

付 則（昭和59年5月31日規則第27号）

この規則は、昭和59年6月1日から施行する。

付 則（昭和60年5月31日規則第32号）

この規則は、昭和60年6月1日から施行する。

付 則（昭和61年5月31日規則第31号）

この規則は、昭和61年6月1日から施行する。

付 則（昭和62年5月30日規則第34号）

この規則は、昭和62年6月1日から施行する。

付 則（昭和63年5月31日規則第29号）



この規則は、昭和63年6月1日から施行する。

付 則（平成元年5月31日規則第36号）

この規則は、平成元年6月1日から施行する。

付 則（平成2年5月31日規則第23号）

この規則は、平成2年6月1日から施行する。

付 則（平成3年5月31日規則第30号）

この規則は、平成3年6月1日から施行する。

付 則（平成4年4月1日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成4年5月30日規則第24号）

この規則は、平成4年6月1日から施行する。

付 則（平成5年5月31日規則第28号）

この規則は、平成5年6月1日から施行する。

付 則（平成6年3月30日規則第10号）

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

2 平成6年5月以前の月分の児童育成手当の支給の制限についてこの規則による改正後の墨田区児童育成手当条例施行規則第6条第1項の規定が適用される場合においては、同項中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額（地方税法の一部を改正する法律（平成4年法律第5号）による改正前の地方税法附則第33条の2の規定の適用を受ける者については、その者が当該規定の適用を受ける者でないものとして算定した同法第313条第1項に規定する総所得金額）」とする。

付 則（平成6年5月27日規則第51号）

この規則は、平成6年6月1日から施行する。

付 則（平成7年5月31日規則第31号）

この規則は、平成7年6月1日から施行する。

付 則（平成8年5月31日規則第61号）

この規則は、平成8年6月1日から施行する。

付 則（平成9年5月30日規則第34号）

この規則は、平成9年6月1日から施行する。

付 則（平成10年5月29日規則第57号）

- 1 この規則は、平成10年6月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の墨田区児童育成手当条例施行規則第3条第1号及び第3号、第4条、第5条、第6条第1項、第6条の2、第7条、第10条第1項、第13条、第15条並びに第18条第2項の規定並びに様式は、平成10年6月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年5月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の墨田区児童育成手当条例施行規則第1号様式及び第3号様式から第15号様式までの規定による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成11年3月31日規則第41号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

付 則（平成11年5月31日規則第57号）

この規則は、平成11年6月1日から施行する。

付 則（平成12年5月31日規則第77号）

- 1 この規則は、平成12年6月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の墨田区児童育成手当条例施行規則第1号様式（表）及び第14号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成13年5月31日規則第65号）

この規則は、平成13年6月1日から施行する。

付 則（平成14年5月31日規則第54号）

この規則は、平成14年6月1日から施行する。

付 則（平成15年6月2日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成17年3月31日規則第29号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成18年5月24日規則第57号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第6条の2の改正規定は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の墨田区児童育成手当条例施行規則第6条第2項の規定は、平成18年6月分以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年5月分以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

付 則（平成19年3月30日規則第37号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成22年5月31日規則第30号）

この規則は、平成22年6月1日から施行する。

付 則（平成23年12月28日規則第53号）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式、第3号様式、第4号様式、第5号様式、第6号様式、第7号様式、第13号様式及び第15号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成25年3月13日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第6条の2第2号の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成26年4月28日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成28年3月9日規則第14号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成28年12月28日規則第95号）

- 1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第6条の2第1号の改正規定は、同年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の第6条第1項の規定は、平成30年6月以降の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年5月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

付 則（平成28年12月28日規則第97号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成30年9月28日規則第53号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の第6条、第7条第10号及び第13条第5号の規定は、平成30年6月以後の月分の児童育成手当の支給、受給資格の認定の申請及び現況の届出について適用し、同年5月以前の月分の児童育成手当の支給、受給資格の認定の申請及び現況の届出については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式として使用されているものは、この規則による改正後の第1号様式によるものとみなす。

4 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式及び第8号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表

（平2規23・平10規57・平23規53・一部改正）

(1) 両眼の視力の和が0.04以下のもの（測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。）

(2) 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの

(3) 両上肢の機能に著しい障害を有するもの

(4) 両上肢の全ての指を欠くもの

(5) 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの

(6) 両下肢の機能に著しい障害を有するもの

(7) 両下肢を足関節以上で欠くもの

(8) 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの

- (9) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能にさせ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
- (10) 精神に、労働することを不能にさせ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
- (11) 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能にさせ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであって、区長が定めるもの

第 1 号様式 (表)

児童育成手当 (認定・額改定) 申請書		申請者印	
交付番号		住所印	
フリガナ	氏名	所在印	
① 氏名	男・女	住所印	
② 個人番号	生年月日	③ 障がいの有無	有・無
④ 住所	〒	⑤ 児童の性別	男・女
⑤ 生年月日	年 月 日	⑥ 障がいの種類	障がいの有無
⑥ 障がいの種類	障がいの程度	⑦ 障がいの有無	有・無
⑦ 障がいの程度	障がいの原因	⑧ 障がいの有無	有・無
⑧ 障がいの原因	障がいの診断	⑨ 障がいの有無	有・無
⑨ 障がいの診断	障がいの経過	⑩ 障がいの有無	有・無
⑩ 障がいの経過	障がいの治療	⑪ 障がいの有無	有・無
⑪ 障がいの治療	障がいの経過	⑫ 障がいの有無	有・無
⑫ 障がいの経過	障がいの治療	⑬ 障がいの有無	有・無
⑬ 障がいの治療	障がいの経過	⑭ 障がいの有無	有・無
⑭ 障がいの経過	障がいの治療	⑮ 障がいの有無	有・無
⑮ 障がいの有無	障がいの程度	⑯ 障がいの有無	有・無
⑯ 障がいの程度	障がいの原因	⑰ 障がいの有無	有・無
⑰ 障がいの原因	障がいの診断	⑱ 障がいの有無	有・無
⑱ 障がいの診断	障がいの経過	⑲ 障がいの有無	有・無
⑲ 障がいの経過	障がいの治療	⑳ 障がいの有無	有・無
⑳ 障がいの治療	障がいの経過	㉑ 障がいの有無	有・無
㉑ 障がいの有無	障がいの程度	㉒ 障がいの有無	有・無
㉒ 障がいの程度	障がいの原因	㉓ 障がいの有無	有・無
㉓ 障がいの原因	障がいの診断	㉔ 障がいの有無	有・無
㉔ 障がいの診断	障がいの経過	㉕ 障がいの有無	有・無
㉕ 障がいの経過	障がいの治療	㉖ 障がいの有無	有・無
㉖ 障がいの有無	障がいの程度	㉗ 障がいの有無	有・無
㉗ 障がいの程度	障がいの原因	㉘ 障がいの有無	有・無
㉘ 障がいの原因	障がいの診断	㉙ 障がいの有無	有・無
㉙ 障がいの診断	障がいの経過	㉚ 障がいの有無	有・無
㉚ 障がいの経過	障がいの治療	㉛ 障がいの有無	有・無
㉛ 障がいの有無	障がいの程度	㉜ 障がいの有無	有・無
㉜ 障がいの程度	障がいの原因	㉝ 障がいの有無	有・無
㉝ 障がいの原因	障がいの診断	㉞ 障がいの有無	有・無
㉞ 障がいの診断	障がいの経過	㉟ 障がいの有無	有・無
㉟ 障がいの経過	障がいの治療	㊱ 障がいの有無	有・無
㊱ 障がいの有無	障がいの程度	㊲ 障がいの有無	有・無
㊲ 障がいの程度	障がいの原因	㊳ 障がいの有無	有・無
㊳ 障がいの原因	障がいの診断	㊴ 障がいの有無	有・無
㊴ 障がいの診断	障がいの経過	㊵ 障がいの有無	有・無
㊵ 障がいの経過	障がいの治療	㊶ 障がいの有無	有・無
㊶ 障がいの有無	障がいの程度	㊷ 障がいの有無	有・無
㊷ 障がいの程度	障がいの原因	㊸ 障がいの有無	有・無
㊸ 障がいの原因	障がいの診断	㊹ 障がいの有無	有・無
㊹ 障がいの診断	障がいの経過	㊺ 障がいの有無	有・無
㊺ 障がいの経過	障がいの治療	㊻ 障がいの有無	有・無
㊻ 障がいの有無	障がいの程度	㊼ 障がいの有無	有・無
㊼ 障がいの程度	障がいの原因	㊽ 障がいの有無	有・無
㊽ 障がいの原因	障がいの診断	㊾ 障がいの有無	有・無
㊾ 障がいの診断	障がいの経過	㊿ 障がいの有無	有・無

(A3)

第1号様式(裏)

- 1 この申請書には、次の書類を添えてください。
    - (1) あなたと児童の戸籍の謄本とこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し(他の区市町村に住所を有する場合に限る。)
    - (2) 申請者が児童と同居していない場合は、児童を監護していることを明らかにすることができる書類
    - (3) 申請者が母又は父以外の者である場合は、児童の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本と請求者が児童を養育していることを明らかにすることができる書類
    - (4) 申請者が他の区市町村で区市町村民税の申告をしている場合は、申告した区市町村長の所得額についての証明書
    - (5) 申請者が前年(又は前々年)12月31日に、所得税法に規定する扶養親族でない児童を扶養している場合は、その事実を明らかにすることができる書類
    - (6) 申請者が寡婦(夫)控除のみなし適用の申請を行う場合は、その事実を明らかにすることができる書類
    - (7) 児童又は児童の父若しくは母が障害の状態にある場合は、医師又は歯科医師の診断書
    - (8) 父又は母の障害に関する医師の診断書は、身体障害者手帳1～2級を所持している場合は、手帳等の提示により提出を省略することができる場合があります。
    - (9) 障害手当における児童の障害に関する医師の診断書は、身体障害者手帳1～2級若しくは愛の手帳1～3級を所持している場合又は「脳性麻痺」若しくは「進行性筋萎縮症」である場合等は、これらを証明することができる手帳等の提示により提出を省略することができる場合があります。
  - 10 次の場合は、その事実を明らかにすることができる書類
    - ア 父又は母が生死不明の場合
    - イ 父又は母が1年以上遺棄している場合
    - ウ 父又は母が1年以上拘禁されている場合
    - エ 父母が事実上の婚姻関係を解消した場合
    - オ 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条第1項の規定による命令を受けている場合
    - カ 母が婚姻によらないで懐胎したことにより申請する場合で、対象児童の父又は母がその他の支給対象児童の父又は母と異なる場合
  - 11 受給資格の審査のため墨田区が保有する情報(戸籍情報を除く。)により確認することができるときは、当該情報に関する書類を省略することができます。
  - 12 この他の書類も必要になる場合があります。
- 2 この申請書について分からないことがあれば、お問合せください。

第3号様式(表)

第 号 年 月 日			
様			
墨田区長			
児童育成手当認定通知書			
年 月 日付けで申請のあった児童育成手当については、下記のとおり認定したので通知します。			
記			
受給者氏名	認定番号	第	号
受給者住所			
支給月額	円	支給開始年月	年 月分から
内      訳	支給対象児童氏名	手 当 種 別	支 給 月 額
		育 成 ・ 障 害	円
		育 成 ・ 障 害	円
		育 成 ・ 障 害	円
		育 成 ・ 障 害	円
		育 成 ・ 障 害	円
		育 成 ・ 障 害	円
備 考			
◎ この決定に対する不服申立て等について、裏面に記載があります。			

(A4)



### 第3号様式（裏）

#### 〔届出について〕

次のような場合には届け出てください。

#### 1 あなたについて

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 日本国内に住所を有しなくなったとき。
- (3) 婚姻（事実上の婚姻を含む。）したとき。 ※育成手当を受給する場合のみ
- (4) その他児童を扶養しなくなった等、手当を受給することができない事情が生じたとき。

#### 2 児童について

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 年齢制限を超えたとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 児童福祉施設等に入所したとき。
- (5) その他支給要件に該当しなくなった等、手当を受給することができない事情が生じたとき。

#### 3 全ての方について、毎年6月1日から6月30日までの間に、受給資格確認のための「現況届」の提出が必要となります。

#### 〔不服申立て等について〕

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、墨田区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として（訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第4号様式

第 号  
年 月 日

様

墨田区長

印

児童育成手当認定申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった児童育成手当の認定については、下記の理由により却下したので通知します。

記

(却下した理由)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、墨田区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として(訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(A4)

第 号  
年 月 日

様

墨田区長

印

児童育成手当額改定通知書

下記のとおり、児童育成手当の額を改定したので通知します。

記

受給者氏名		認定番号	第	号
受給者住所				
支給月額	円	改定年月	年 月分から	
内     訳	支給対象児童氏名	手 当 種 別	支 給 月 額	
		育 成 ・ 障 害	円	
		育 成 ・ 障 害	円	
		育 成 ・ 障 害	円	
		育 成 ・ 障 害	円	
		育 成 ・ 障 害	円	
備 考				

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、墨田区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として(訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(A4)

第6号様式

第 号  
年 月 日

様

墨田区長

印

児童育成手当額改定申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった児童育成手当の額の改定については、下記の理由により却下したので通知します。

記

(却下した理由)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、墨田区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として(訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(A4)

第7号様式

第 号  
年 月 日

様

墨田区長



児童育成手当返還請求書

あなたに支給した児童育成手当について、過払金があるので、下記のとおり返還してください。

記

氏 名		認定番号	第	号
住 所				
請求(過払)金額	円	発生年月日	年	月 日
請求(過払)金の内訳				
過払の理由				
返還方法				
その他				

(A4)

第8号様式（表）

児童育成手当現況届						
申請 (届出) 者	フリガナ		生年月日			
	氏名		性別	男・女	配偶者の有無	有・無
	住所	電話				
	勤務先 又は職業					
支給要件児童	氏名 (生年月日)	同居・別居の別	続柄	障害の有無 (手帳の有無)	※手当区分	
		同居・別居		有・無 (有・無) [手帳級]	育・成 障・害	
		同居・別居		有・無 (有・無) [手帳級]	育・成 障・害	
		同居・別居		有・無 (有・無) [手帳級]	育・成 障・害	
添付書類						
児童育成手当の受給資格の現況を届け出ます。 年 月 日 墨田区長 あて 氏名						
※ 所得額の計算等	扶養人数合計 ①+②		① 控除対象配偶者 及び扶養親族の数	人	② ①以外で前年12月31日に おいて生計を維持していた数	人
			①のうち老人扶養親 族等の数	人	①のうち特定扶養親族の数	人
	所得の合計額			円		
	控 除 額	雑 損 控 除		円		
		医 療 費 控 除		円		
		小規模企業共済等掛金控除		円		
		配 偶 者 特 別 控 除		円		
		障・特障・寡・特寡・勤		円		
	墨田区児童育成手当条例 施行規則第6条第1項の 規定による控除		円			
	控 除 後 の 所 得 額			円		
				認定 ・ 却下		
				認定・却下年月日	年 月 日	
				支給対象児童数	育成手当 人 障害手当 人	
				支給開始年月日	年 月 日	
備考						

(注) ※の欄は、記入する必要がありません。記名・押印に代えて署名することができます。

住基確認 課税台帳確認

(A4)

第8号様式（裏）

[添付書類について]

1. 育成手当・障害手当に共通して必要な書類

- (1) 届出者が同居しないで支給要件児童を扶養している場合は、児童の属する世帯の全員の住民票の写し（他の区市町村に住所を有する場合に限る。）及びその事実を明らかにすることができる書類
- (2) 届出者が父母に扶養されない支給要件児童を扶養している場合は、その事実を明らかにすることができる書類
- (3) 届出者が他の区市町村で区市町村民税の申告をしている場合は、申告した区市町村長の所得額についての証明書
- (4) 届出者が前年（又は前々年）の12月31日に、所得税法に規定する扶養親族でない児童を扶養している場合は、その事実を明らかにすることができる書類
- (5) 届出者が寡婦（夫）控除のみなし適用の申請を行う場合は、その事実を明らかにすることができる書類

2. 育成手当のみに必要な書類

父若しくは母の生死が明らかでないこと、父若しくは母が引き続き1年以上遺棄していること、又は父若しくは母が引き続き1年以上拘禁されていることにより育成手当を受給している場合は、それぞれの事実を明らかにすることができる書類

3. 障害手当の場合は、1以外に必要な書類はありません。

4. 支給要件児童の数、住所等に変更があった場合、受給資格がなくなった場合等は、所定の届出が必要なので、速やかに墨田区へ連絡してください。

第9号様式

児童育成手当受給事由消滅・転出・受給者死亡届

受付番号	入力日	認定番号
1 他の区市町村に転出	転出先住所 電話 ( )	
2 児童を扶養しなくなった	理 由	
3 死亡(受給者・児童)	氏 名	
●未払請求がある場合	未払請求書添付	有 ・ 無
	口座振替依頼書添付	有 ・ 無
(受給者死亡の場合で、未払金があるときは、未払請求書及び口座振替依頼書を添付してください。)		
4 婚 姻 (事実上の婚姻を含む。)	新 氏 名	同居 婚姻
	新 住 所	婚姻日 年 月 日 (戸籍上) 同居日 年 月 日 (生活上・申立て)
5 そ の 他		
6 備 考		
消滅・転出年月日	年 月 日	口座確認 <input type="checkbox"/>

上記のとおり、届け出ます。  
年 月 日

住所 墨田区

氏名

電話 ( )

墨田区長 あて

(A4)



第10号様式

(児童育成手当申請事項変更・額改定) 届						
受付番号		入力日		認定番号		
住所	新住所					
	旧住所					
同居者の有無	※ 手当の支給対象児童以外で同居の方(住民票上別世帯を含む。)			住居の状況	ア 賃貸住宅(契約者: )	
	ア なし				イ 持家(名義人: )	
	イ あり(氏名: )				ウ 実家又は親族の家に同居	
	(氏名: )				エ その他( )	
	(氏名: )				※ 光熱水費の名義人( )	
氏名	新氏名	受給者	児童	児童	児童	
	旧氏名	受給者	児童	児童	児童	
	変更理由					
その他の変更						
対象児童でなくなった児童の氏名・生年月日		( 年 月 日生)	理由			
		( 年 月 日生)	理由			
備考						
変更年月日	年 月 日					
家族構成変化(有・無)			住基確認 <input type="checkbox"/>			
上記のとおり(申請事項に変更があった・額の改定があった)ので届け出ます。						
年 月 日						
住所 墨田区						
氏名						
電話 ( )						
墨田区長 あて						

(A4)

第11号様式

第 号  
年 月 日

様

墨田区長

印

児童育成手当受給資格消滅通知書

あなたの児童育成手当の受給資格は、下記のとおり消滅したので通知します。

記

氏 名		認定番号	第 号
住 所			
消滅事由			
消滅年月日			
備 考			

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、墨田区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、墨田区を被告として(訴訟において墨田区を代表する者は墨田区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(A4)

第12号様式

未支払児童育成手当請求書					
死亡者	氏名			認定番号	第 号
	住所			死亡した日	. .
請求者 児童	氏名				
	住所	方 電話( )			
請求の内容	支給期間	年 月分から 年 月分まで	請求金額	円	
払渡希望金融機関		名称			口座番号
備 考					
<p>児童育成手当未払額を上記のとおり請求します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">請求者氏名 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p>墨田区長                      あて</p>					

(A4)

第13号様式(表)

申請 認定	年 月 日 年 月 日	児童育成手当受給者台帳				認定番号	第 号			
氏名	性別( )	住 所	電話番号 ( )	金融機関	支給開始年月	年 月				
生年月日	年 月 日	(変更 . . .)		(変更 . . .)						
配偶者の有無	有 . 無	氏名 (生年月日)	続 同居・別居の別	手当区分	該当事由	該当年月	非該当事由	非該当年月	備 考 (父母・児童の障害状態等)	
支 給 要 件 見 載	( . . . )	同居・別居	有成手当	.	.	.	.	.		
	( . . . )	同居・別居	障害手当	.	.	.	.	.		
	( . . . )	同居・別居	有成手当	.	.	.	.	.		
	( . . . )	同居・別居	障害手当	.	.	.	.	.		
	( . . . )	同居・別居	有成手当	.	.	.	.	.		
	( . . . )	同居・別居	障害手当	.	.	.	.	.		
備 考								資格 消滅	年 月 日 事 由	年 月 日
受給者氏名	住 所		認定番号		第 号					

(A4)

第13号様式(裏)

氏名			住所			認定番号	第	号	
年度	支給月額		10月期		2月期		6月期		備考
	額	変更支給月額	支払金額	支払月日	支払金額	支払月日	支払金額	支払月日	
	年 月	年 月	6・7・8・9 円	／	10・11・12・1 円	／	2・3・4・5 円	／	
	年 月	年 月	6・7・8・9 円	／	10・11・12・1 円	／	2・3・4・5 円	／	
	年 月	年 月	6・7・8・9 円	／	10・11・12・1 円	／	2・3・4・5 円	／	
	年 月	年 月	6・7・8・9 円	／	10・11・12・1 円	／	2・3・4・5 円	／	
	年 月	年 月	6・7・8・9 円	／	10・11・12・1 円	／	2・3・4・5 円	／	
	年 月	年 月	6・7・8・9 円	／	10・11・12・1 円	／	2・3・4・5 円	／	
	年 月	年 月	6・7・8・9 円	／	10・11・12・1 円	／	2・3・4・5 円	／	
現 況 届	年度	扶養親族等の数 ( )内は、老人扶養親族等の内数 □内は、特定扶養親族等の内数	所得金額	届出 年月日	支給要件 児童数	変更 扶養親族等の数 所得金額 児童数 変更 年月日			
		( )人 □	円	・ ・	人	( )人 □	円	人	・ ・
		( )人 □	円	・ ・	人	( )人 □	円	人	・ ・
		( )人 □	円	・ ・	人	( )人 □	円	人	・ ・
		( )人 □	円	・ ・	人	( )人 □	円	人	・ ・
		( )人 □	円	・ ・	人	( )人 □	円	人	・ ・

第1号様式 (表)

(平28規97・全部改正)

第1号様式 (裏)

(平28規97・全部改正、平30規53・一部改正)

第2号様式 削除

(平10規57)

第3号様式 (表)

(平17規29・全部改正、平25規5・平26規24・一部改正)

第3号様式 (裏)

(平25規5・全部改正、平26規24・平28規14・一部改正)

第4号様式

(平17規29・全部改正、平23規53・平25規5・平28規14・一部改正)

第5号様式

(平17規29・全部改正、平23規53・平25規5・平28規14・一部改正、平28規97・旧第6号様式繰上)

第6号様式

(平17規29・全部改正、平23規53・平25規5・平28規14・一部改正、平28規97・旧第7号様式繰上)

第7号様式

(平18規57・全部改正、平23規53・平25規5・一部改正、平28規97・旧第8号様式繰上)

第8号様式 (表)

(平28規97・追加)

第8号様式 (裏)

(平28規97・追加、平30規53・一部改正)

第9号様式

(平28規97・全部改正)

第10号様式

(平28規97・全部改正)

第11号様式

(平17規29・全部改正、平23規53・平25規5・平28規14・一部改正、平28規97・旧第13号様式繰上)

第12号様式

(平12規77・全部改正、平17規29・平23規53・一部改正、平28規97・旧第14号様式繰上)

第13号様式 (表)

(平10規57・全部改正、平28規97・旧第15号様式繰上)

第13号様式 (裏)

(平10規57・全部改正、平23規53・一部改正、平28規97・旧第15号様式繰上)